

【骨子案】都市計画マスタープランにおける記載内容		【検討案】都市計画マスタープランにおける記載内容		補足説明等
項目	具体的な内容	項目	具体的な内容	
3つの基軸	帯広市の発展と都市形成の歴史、都市機能の集積状況などを踏まえ、都市を支える3つの基軸とそれらを補完する軸を設定し、まちづくりの基本方向にもとづき、都市機能や都市基盤を有効に活用し、まちづくりをすすめる	3つの基軸	基本理念に基づき、帯広市の発展と都市形成の歴史、都市機能の集積状況などを踏まえ、都市を支える3つの基軸を中心としたエリアに集積された都市機能を活かし、投資効果や波及・相乗効果の発揮を目指します。	
東西軸	国道38号やJR根室本線を主軸とし、市街地の中心を東西に貫く弥生通、中島通、弥生新道、白樺通を補完軸とする。	東西軸	石狩通(国道38号)やJR根室本線を主軸、弥生通、中島通、弥生新道、白樺通を補完軸とし、市街地の中心を東西に貫く『東西軸』と位置付けます。	(補足説明) ・表現の統一を図るため、国道38号を石狩通に修正。 ・現行都市マスの記載内容に沿って追記。
	国道38号やJR根室本線の軸上に集積された都市機能の他、弥生通、中島通、弥生新道、白樺通など交通アクセスの良さを有効に活用し、周辺への相乗効果、波及効果をはかるまちづくりをすすめる。		石狩通は、石狩と十勝を結ぶ街道として整備され、道央圏と道東圏を結ぶ都市間道路として、都市間交流・連携などに重要な役割を果たしています。また、白樺通などの補完軸は、沿線に医療や商業施設などが立地しており、市民生活にとって重要な役割を担っています。今後とも、東西軸上に集積された都市機能と交通アクセスの良さを有効に活用し、周辺への相乗効果、波及効果の発揮を目指します。	
南北軸	国道236号・241号を主軸とし、市街地の中心を南北に貫く弥生新道、共栄通を補完軸とする。	南北軸	大通(国道236号)や音更大通(国道241号)を主軸、弥生新道、帯広北新道、共栄通、鈴蘭新道を補完軸とし、市街地の中心の南北を貫く『南北軸』と位置付けます。	(補足説明) ・北海道横断自動車道との連携を踏まえ、補完軸に帯広北新道と鈴蘭新道を追加。 ・表現の統一を図るため、国道236号を大通に、国道241号を音更大通に修正。 ・現行都市マスの記載内容に沿って追記。
	国道236号や弥生新道、共栄通の軸上に集積された都市機能と交通アクセスの良さを有効に活用する他、南北軸と東西軸が相互に連携しあうことで、交通・物流基盤を活かし、都市全体への活力導入をはかるまちづくりをすすめる。		大通と音更大通は、十勝の南北を結ぶ重要な道路であり、十勝港やとちかち帯広空港などからの人々の交流や物流において重要な役割を担っています。また、弥生新道、帯広北新道、共栄通、鈴蘭新道は、高速道路へのアクセス路として道内他地域との交流や物流において重要な役割を果たしています。今後とも、南北軸上に集積された都市機能と交通アクセスの良さを有効に活用するほか、南北軸と東西軸が相互に連携しあうことで、交通・物流基盤を活かし、都市全体への活力導入を目指します。	
外環軸	帯広の森や帯広畜産大学などを含む、市街地から農地へと切りかわる概ね帯広・広尾自動車道までの地域一体	外環軸	帯広の森や帯広畜産大学などを含む、市街地から農地へと切りかわる概ね帯広・広尾自動車道までの地域一体を『外環軸』と位置付けます。	(補足説明) ・現行都市マスの記載内容に沿って追記。
	帯広の森に代表される田園都市づくりを継承し、緑を生かした交流空間の充実をはじめ、緑のネットワーク形成により環境共生型のまちづくりをめざす		帯広の森に代表される田園都市づくりを継承し、緑を生かした交流空間の充実をはじめ、緑のネットワーク形成により環境共生型都市を目指します。	

【骨子案】都市計画マスタープランにおける記載内容		【検討案】都市計画マスタープランにおける記載内容		補足説明等
項目	具体的な内容	項目	具体的な内容	
5つのエリア	▶都市計画区域を「5つのエリア」に分け、各エリアにおける都市づくりの構想や取り組み等を示し、メリハリのある都市を構成する。	5つのエリア	▶都市計画区域を「5つのエリア」に分け、各エリアの構想や取り組み等の方向性示し、メリハリのある都市を目指します。	
1) 中心部エリア ～行政機関や公共交通など都市の中枢となる機能が集積している場所。	(エリアの構想) ▶道東の拠点都市、十勝・帯広の顔として、土地の高度利用が図られていて、商業、医療、福祉、居住、交通など都市機能が集積しているエリア。 ▶近代的な都市景観が形成され、都会的な暮らしのまちなか居住ができるエリア。 ▶多様な目的を持った人が日常的に集い、過ごし、にぎわうエリア。 ▶商店の連続性や魅力ある都市景観など、歩きたくなるエリア。 (エリアの取り組み) ▶土地の高度利用、都市の高密度化を図る。 ▶オープンスペースなどの空間を誘導するなど、ゆとりと潤いのある街並みを形成する。 ▶優れた都市景観の形成を図る。 ▶老朽建築物の建替えを促進し、耐震化や不燃化を図る。 ▶空き店舗の解消を図り、商店の連続性を生むことで、魅力ある商店街によるにぎわい創出を図る。 ▶市街地再開発事業などにより、土地の合理的かつ高度利用を図り、都市機能の更新を行う。 ▶低未利用地の活用を図る。 ▶人口密度を高める。 ▶道路空間などを活用し、魅力的なストリートづくりを検討し、歩きたくなるまちづくりを進める。 ▶地区の特性に応じ、防火地域や準防火地域を適切に指定する。また、必要に応じて防火地域、準防火地域の必要性について検証し、見直しを行う。	1) 中心部エリア ～行政機関や公共交通など都市の中枢となる機能が集積している場所。	(エリアの構想) ▶道東の拠点都市、十勝・帯広の顔として、土地の高度利用が図られていて、商業、医療、福祉、居住、交通など都市機能を集積するエリアです。 ▶魅力的な都市景観が形成され、都会的な暮らしのまちなか居住ができるエリアです。 ▶多様な目的を持った人が日常的に集い、過ごし、にぎわうエリアです。 ▶商店の連続性や魅力ある都市景観など、歩きたくなるエリアです。 (エリアの取り組みの方向性) ▶建物や人口の密度が高いエリアを目指し、低未利用地の活用などにより、土地の高度利用、都市の高密度化を図る。 ▶オープンスペースなどの空間を誘導し、ゆとりと潤いのある街並みなどの優れた都市景観の形成を進めます。 ▶老朽建築物の建替えを促進し、耐震化や不燃化を推進します。 ▶空き店舗の解消を図り、商店の連続性を生むことで、魅力ある商店街によるにぎわい創出を目指します。 ▶市街地再開発事業などにより、土地の合理的かつ高度利用を図り、都市機能の更新を進めます。 ▶道路空間などを活用し、魅力的なストリートづくりを検討し、歩きたくなるまちづくりを進めます。 ▶地区の特性に応じ、防火地域や準防火地域を適切に指定します。また、必要に応じて防火地域、準防火地域の必要性について検証し、見直しを行います。	(補足説明) ・タイトルを「エリアの取り組みの方向性」に変更。（以下、共通。） ・1ボツ目と7ボツ目を合わせた表現に変更。
2) 中心部周辺エリア ～都市の中心部を補完するエリアで、居住人口の増加や都市基盤の整備を進めて行く場所。	(エリアの構想) ▶戸建住宅のほか共同住宅などが多くあるエリアで人口密度が比較的高いエリア。 ▶公共交通が充実しているほか、中心部へ歩いて行くことができるエリア。 ▶幹線道路沿いに店舗や診療所など生活利便施設が立地し、日常生活を歩いて送ることができるエリア。 (エリアの取り組み) ▶老朽家屋の建替えを促進し、耐震化や不燃化を図る。 ▶生活利便施設の維持や誘導を図る。 ▶地区の特性に応じ、防火地域や準防火地域を適切に指定する。また、必要に応じて防火地域、準防火地域の必要性について検証し、見直しを行う。	2) 既成市街地エリア ～都市の中心部を補完するエリアで、居住人口の増加や都市基盤の整備を進めて行く場所。	(エリアの構想) ▶戸建住宅のほか共同住宅などが多くあり、人口密度が比較的高いエリアです。 ▶公共交通が充実しているほか、中心部へ歩いて行くことができるエリアです。 ▶中心部からの距離が比較的近いほか、幹線道路沿いに生活利便施設が立地し、日常生活を歩いて送ることができるエリアです。 (エリアの取り組みの方向性) ▶老朽家屋の建替えを促進し、耐震化や不燃化を進めます。 ▶生活利便施設の維持や誘導を推進します。 ▶地区の特性に応じ、防火地域や準防火地域を適切に指定します。また、必要に応じて防火地域、準防火地域の必要性について検証し、見直しを行います。	
3) 新市街地エリア ～市街地の外周部に位置した閑静な住宅地を主体とするエリアで、引き続き良好な住環境の維持保全を進めて行く場所。	(エリアの構想) ▶閑静な住宅地が形成されているエリア。 ▶十勝・帯広らしい静かな暮らしができるエリア。 ▶幹線道路沿いに店舗や診療所などの生活利便施設が一定程度立地しているエリア。 ▶良好なコミュニティが形成されているエリア。 (エリアの取り組み) ▶公共交通を充実させ、日常生活が便利な環境を整える。 ▶必要に応じて地区計画などにより、ゆとりある住環境の形成を図る。 ▶必要に応じて土地利用規制の緩和を検討する。	3) 郊外住宅地エリア ～市街地の外周部に位置した閑静な住宅地を主体とするエリアで、引き続き良好な住環境の維持保全を進めて行く場所。	(エリアの構想) ▶閑静な住宅地が形成されているエリアです。 ▶十勝・帯広らしい静かな暮らしができるエリアです。 ▶幹線道路沿いに店舗や診療所などの生活利便施設が一定程度立地しているエリアです。 ▶良好なコミュニティが形成されているエリア。 (エリアの取り組みの方向性) ▶公共交通が充実し、日常生活に便利な環境を目指します。 ▶必要に応じて地区計画などにより、ゆとりある住環境の形成を図ります。	

【骨子案】都市計画マスタープランにおける記載内容		【検討案】都市計画マスタープランにおける記載内容		補足説明等
項目	具体的な内容	項目	具体的な内容	
4) 工業エリア ～都市の北西部に位置するエリアで工場や流通業務施設などが集積している場所。	(エリアの構想) ▶都市の工業地として、専用工業地、一般工業地、流通業務地が形成されているエリア。 ▶地域資源や特性、優位性を活かした工場や業務施設などが集積しているエリア。 (エリアの取り組み) ▶地域の資源や特性、優位性を活かして、活力ある産業の創出を図る。	4) 工業エリア ～都市の北西部に位置するエリアで工場や流通業務施設などが集積している場所。	(エリアの構想) ▶住宅地の中に立地することが好ましくない原動機などを使用する工場等が集積しているエリアです。 ▶地域資源や特性、優位性を活かした工場や業務施設などが集積しているエリアです。 (エリアの取り組みの方向性) ▶地域の資源や特性、優位性を活かして、活力ある産業の創出を進めます。 ▶地区計画などにより、用途混在や敷地の細分化などを防止し、良好な工業地の形成を図ります。	
5) 郊外エリア ～市街地を取り囲むエリアで良好な自然環境を保全しつつ、必要に応じて土地利用を進めて行く場所。	(エリアの構想) ▶主として市街地の拡大を抑制し、良好な自然環境や農地を保全していくエリア。また、市街化区域内において立地することが困難又は市街地になじまない施設について、周辺の市街化を促進する恐れのない範囲で立地する。 ▶市街地拡大の抑制を図り、自然と市街地の調和を図るため、「帯広の森」が形成されている。 ▶新川西、中川西、愛国地区は、一定規模の市街地が形成されている。 (エリアの取り組み) ▶農業を主体とした土地利用を維持し、都市的な土地利用の抑制を図る。 ▶帯広の森は都市の緑地として、維持・保全・活用を図る。 ▶一般市街地と農村部との調和を図る緩衝帯としての役割を担う。 ▶多様な活動や新たなビジネス展開など、田園都市にふさわしい活用等を支援する。	5) 保全エリア ～市街地を取り囲むエリアで良好な自然環境等を保全しつつ、必要に応じて土地利用を進めて行く場所。	(エリアの構想) ▶主として市街地の拡大を抑制し、良好な自然環境や農地を保全していくエリアです。 ▶自然と市街地の調和を図るため、「帯広の森」が形成されています。 ▶新川西、中川西、愛国地区は、一定規模の市街地が形成されています。 (エリアの取り組みの方向性) ▶農地、森林を主体とした土地利用を基本とし、市街化の抑制を図ります。 ▶ <u>帯広の森は市街地を囲む緑地帯として、維持・保全・活用を進めます。</u> ▶ <u>都市部と農村部などとの交流や調和を図るエリアとしての役割を進めます。</u> ▶農業者と都市住民による多様な活動や新たなビジネス展開など、田園都市にふさわしい活用等を進めます。	(補足説明) ・「取り組みの方向性」の2ボツ目の記載方法を変更。 ・同様に、3ボツ目の記載方法を変更。

【骨子案】都市計画マスタープランにおける記載内容		【検討案】都市計画マスタープランにおける記載内容		補足説明等
項目	具体的な内容	項目	具体的な内容	
1)土地利用の方針	▶これまでの土地利用を基本としながら、良好な自然環境の保全に配慮しつつ、必要に応じて用途地域の見直しや、地区計画の検討を行うとともに、市街化区域内の未利用宅地の利用を促進するなど、健全な土地利用をすすめる。 ▶古くから工場があったことなどを背景に市街地の中に取り残された工業系の用途地域については、住居系の土地利用が図られる場合など、必要に応じて用途地域の変更などの検討を行う。 ▶公園や緑地については、メリハリをつけて整備し、充実した環境を整える。 ▶大規模な公共空地や低未利用地については、コンパクトなまちづくりの趣旨を踏まえつつ、周辺環境に配慮し、土地利用を検討する。	1)土地利用の方針	▶これまでの土地利用を基本としながら、良好な自然環境の保全に配慮しつつ、必要に応じて用途地域の見直しや、地区計画の検討を行うとともに、市街化区域内の未利用宅地の利用を促進するなど、合理的な土地利用を進めます。 ▶<u>住居系の用途地域に囲まれた工業系の用途地域</u>については、住居系の土地利用が図られる場合など、必要に応じて土地利用規制の検討を進めます。 ▶<u>比較的大きな規模の公共空地や低未利用地</u>については、<u>周辺環境の特性などを調査分析するなど、土地利用の可能性を検討し</u>、必要に応じて用途地域等の変更を検討します。 ▶<u>用途地域の指定と実態が相違している場合</u>については、必要に応じて土地利用規制の見直し等を検討し、合理的な土地利用を目指す。	(補足説明) ・2ボツ目の表現方法を変更。 ・3ボツ目の記載内容を変更。 ・4ボツ目に記載を追加。
(1)住宅系土地利用	①中心部エリア～高密度な中高層住宅地の形成を図るエリア～ ▶土地の有効利用を図るため、分譲・賃貸マンションなどの中高層住宅の建設促進や再開発などにより、土地の高度利用を図る。 ▶JR帯広駅や帯広駅バスターミナルからの距離の優位性や都市機能の集積を活かし、魅力的な居住環境を形成し、まちなか居住の促進を図る。	(1)住宅系土地利用		
	②中心部周辺エリア～中密度な中層、低層住宅地の形成を図るエリア～ ▶中心部から1.5km圏内の住宅地は、主に中高層を中心とした住宅の誘導を図り、中心部から1.5kmを超える住宅地は、主に戸建住宅を中心に、低層の共同住宅の立地させることで、人口密度の高い居住環境を形成する。 ▶既に戸建住宅が建ち並んでいる区域で、今後も閑静な住宅地として土地利用を進めて行くエリアについては、必要に応じて用途地域の変更等を検討する。 ▶南北方向の間口が小さな区画が多く存在するエリアについては、必要に応じて地区計画などの設定により、良好な住環境の形成を図る。		②<u>既成市街地</u>エリア～中密度な中層、低層住宅地の形成を図るエリア～ ▶中心部から1.5km圏内の住宅地は、主に中高層を中心とした住宅の誘導を図り、中心部から1.5kmを超える住宅地は、主に戸建住宅を中心に、低層の共同住宅を立地させることで、人口密度の高い居住環境の形成を進めます。 ▶戸建住宅が建ち並んでいる区域で、今後も閑静な住宅地として土地利用を進めて行くエリアについては、必要に応じて用途地域等の変更を検討します。 ▶<u>殖民区画により区画されたエリアなどの価値を高めるため</u>、必要に応じて地区計画などの指定により、良好な住環境の形成を図ります。	(補足説明) ・3ボツ目の表現を変更。
	③新市街地エリア～低密度な低層住宅地の形成を図るエリア～ ▶計画的に開発された住宅地は、道路、下水道などの都市基盤が整備されていることから、引き続き閑静な住宅地として戸建住宅を中心とした土地利用を図る。 ▶現在の良好な住環境を保ちつつ、コミュニティの維持や低未利用地の活用を図る場合など、必要に応じて土地利用規制の変更などを検討する。		③<u>郊外住宅地</u>エリア～低密度な低層住宅地の形成を図るエリア～ ▶計画的に開発された住宅地は、道路、下水道などの都市基盤が整備されていることから、引き続き閑静な住宅地として戸建住宅を中心とした土地利用を推進します。 ▶現在の良好な住環境を保ちつつ、コミュニティの維持や低未利用地の活用を図る場合などについては、必要に応じて土地利用規制等の変更を検討します。	

【骨子案】都市計画マスタープランにおける記載内容		【検討案】都市計画マスタープランにおける記載内容		補足説明等
項目	具体的な内容	項目	具体的な内容	
(2)商業系土地利用	①中心部エリア ▶道東の拠点都市、十勝・帯広の顔として、土地の高度利用や商業施設の集積を図り、にぎわいと活力ある地域づくりを進める。 ▶JR帯広駅北地区では、西2条通を「にぎわいのある都心軸」とし、土地の高度利用を図るなど、商業施設を誘導し、帯広駅から北側へと続く魅力ある環境づくりを進める。 ▶広小路周辺については、アーケード空間を活用するなど、特性を活かす。 ▶JR帯広駅南地区では、公園大通を軸として、文化・交流施設など都市機能の集積を図る。 ▶市役所庁舎周辺においては、行政・業務機能が集積されていることから、緑化の推進や良好な景観などの形成を図る。	(2)商業系土地利用	①中心部エリア～商業施設の集積を図るなど、土地の高度利用を図るエリア～ ▶道東の拠点都市、十勝・帯広の顔として、土地の高度利用や商業施設の集積を図り、にぎわいと活力ある地域づくりを進めます。 ▶JR帯広駅北地区では、西2条通を「にぎわいのある都心軸」とし、土地の高度利用を図るなど、商業施設を誘導し、帯広駅から北側へと続く魅力ある環境づくりを進めます。 ▶JR帯広駅南地区では、公園大通を軸として、文化・交流施設など都市機能の集積を図ります。 ▶広小路周辺については、アーケード空間の活用など、地区の特性を活かした土地利用を奨励します。 ▶市役所庁舎周辺においては、行政・業務機能を集積し、 <u>樹木も多いことから、緑化の推進や良好な景観の形成などにつなげていきます。</u>	(補足説明) ・エリアの説明を追加。(以下、共通。) ・5ボツ目の表現方法を変更。
	②中心部周辺エリア、新市街地エリア ▶幹線道路の沿道は、背後の住宅地等に配慮し、必要に応じて生活利便施設の集積を図る。また、生活利便施設の立地に併せて医療、福祉施設などの集積を図る。 ▶生活利便施設等の立地や集積を図る必要がある場合や既に形成されている生活利便施設集積地の維持・保全・拡充を図る必要がある場合には、土地利用の見直し等を検討する。 ▶商業地等について、住宅地として利用される場合など、必要に応じて用途地域の変更を検討するなど、合理的な土地利用を行う。		②既成市街地エリア、郊外住宅地エリア～幹線道路沿いに日常生活に必要な生活利便施設を立地するエリア～ ▶幹線道路の沿道は、背後の住宅地等に配慮し、必要に応じて生活利便施設の集積を図ります。また、生活利便施設の集積地の維持・保全・拡充を図る必要がある場合には、土地利用規制の見直し等を検討します。 ▶商業・サービス系の地域が住宅地として利用される場合などについては、必要に応じて土地利用規制の見直しを検討し、合理的な土地利用を目指します。	(補足説明) ・1ボツ目について、生活利便施設の中に医療、福祉施設を含むことで表現を修正。 ・2ボツ目について、サービス系の用途地域を含むことができる内容に記載を修正。
(3)工業系土地利用	▶地域の資源や特性、優位性を生かして、活力ある産業の創出をはかるため、企業立地の受け皿として、工業団地など産業系用地の利用を促進する。 ▶帯広工業団地、新帯広工業団地、西20条北地区、西19条北地区は、交通利便性や地区特性を踏まえた工業系土地利用を促進する。 ▶住宅地内に点在する工場等については、周辺の住環境との調和に配慮し、必要に応じ市内適地への移転を促進する。 ▶西陵北地区やJR帯広貨物駅周辺は、流通業務地として、倉庫業や卸売業、運輸業などの集積を図る。 ▶必要に応じて、地区計画などを策定し、良好な工業地の形成を図る。 ▶工業地等について、住宅地として利用される場合など、必要に応じて用途地域の変更を検討するなど、合理的な土地利用を行う。	(3)工業系土地利用	▶地域の資源や特性、優位性を生かした、活力ある産業の創出を図るため、工業団地など産業系用地の利用を進めます。 ▶帯広工業団地、新帯広工業団地、西20条北地区、西19条北地区は、交通利便性や地区特性を踏まえた工業系土地利用を進めます。 ▶住宅地内に点在する工場等については、周辺の住環境との調和に配慮し、必要に応じて市内適地への移転を推進します。 ▶西陵北地区やJR帯広貨物駅周辺は、流通業務地として、倉庫業や卸売業、運輸業などの集積を進めます。 ▶必要に応じて、地区計画などを指定するなど、良好な工業地の形成に努めます。 ▶ <u>住宅地に囲まれた工業地については、長期的な視点に立ち、周辺環境に調和した土地利用の検討を進めます。</u>	(補足説明) ・6ボツ目の色々な角度から合理的な土地利用が検討できるように記載を修正。

【骨子案】都市計画マスタープランにおける記載内容			【検討案】都市計画マスタープランにおける記載内容			補足説明等
項目	具体的な内容		項目	具体的な内容		
(4)市街化調整区域の土地利用	▶市街化調整区域については、原則的に市街化を抑制する区域として、現況の保全を基本に土地利用をすすめる。 ▶市街化調整区域は、健全な農業の維持と発展をはかるため、優良農地の保全を基本とし、地区の特性を生かし、調和のとれた土地利用をはかる。 ▶既に、市街地が形成している新川西・中川西・愛国地区の地域コミュニティの維持のため、それぞれの地区の特徴を生かした住環境を形成し、都会からの移住などによる定住を図る。このため、必要に応じて適切に地区計画の活用などの検討を進める。 ▶良好な自然環境の保全に努める。 ▶陸上自衛隊、帯広刑務所などの国の機関、教育施設、と畜場などの公共・公益施設については、市街化調整区域での立地や周辺環境、施設の特性などを総合的に勘案しながら、その機能に応じた適切な利用に努める。 ▶帯広畜産大学周辺地区においては、地域の知的拠点として教育・研究機能等の整備・拡充や産学官連携の拠点など、地区の特性を生かした土地利用に努める。 ▶流通業務関連施設など市街化区域に立地することが著しく困難又は市街地になじまない施設について、周辺の市街化を促進する恐れがない範囲で立地を検討する。 ▶中島地区は、ゴミ処理施設などの立地状況を踏まえ、周辺環境との調和を配慮しながら、リサイクル関連施設(リサイクル製品製造施設、エネルギー活用施設)などの土地利用の整除を図る。さらに、市民の憩いの場としての緑の空間などの創出を図る。 ▶市街地に存在する穴抜けの市街化調整区域など市街化区域に近接している地区については、周辺環境に配慮した土地利用を行う。また、必要に応じて市街化区域への編入を検討する。 ▶今後の産業の需要動向などにより都市的土地利用をはかる区域は、具体的な土地利用が明らかになった時点で、周辺環境も考慮して市街化区域への編入を検討する。		(4)市街化調整区域の土地利用	▶原則、市街化を抑制し、現況を保全する区域とします。 ▶集落が形成されている新川西・中川西・愛国地区については、<u>地域コミュニティ維持など、それぞれの地区の特性を維持するため、必要に応じて適切に地区計画の活用などの検討を進めます。</u> ▶陸上自衛隊、帯広刑務所などの国の機関、と畜場などの公共・公益施設については、市街化調整区域での立地や周辺環境、施設の特性などを総合的に勘案しながら、その機能に応じた柔軟な土地利用に努めます。 ▶帯広畜産大学周辺地区においては、地域の知的拠点として教育・研究機能等の整備・拡充や産学官連携の拠点など、地区の特性を生かした土地利用を目指します。 ▶<u>市街化区域に立地することが合理的でない施設</u>については、市街化調整区域の性格を超えない範囲で、必要に応じて立地を検討します。 ▶中島地区は、ゴミ処理施設などの立地状況を踏まえ、周辺環境との調和を配慮しながら、<u>都市計画手法を活用し</u>土地利用の整除を図るとともに、市民の憩える場の創出を図ります。 ▶市街地に存在する穴抜けの市街化調整区域など市街化区域に近接している地区については、必要に応じて都市的土地利用の可能性について検討します。 ▶今後の産業の需要動向などにより都市的土地利用をはかる区域である<u>北西部の地域</u>については、<u>具体的な土地利用が明らかになった時点で、周辺環境も考慮して市街化区域への編入を検討する。</u>		(補足説明) ・2ボツ目の表現方法を変更。 ・5ボツ目の表現方法を修正。 ・6ボツ目のリサイクル関連施設のカッコ書きを削除。

【骨子案】都市計画マスタープランにおける記載内容		【検討案】都市計画マスタープランにおける記載内容		補足説明等
項目	具体的な内容	項目	具体的な内容	
2)道路・交通体系の形成方針	▶東北北海道の拠点都市として、多様な地域間交流をはかるため、高速道路等の広域交通ネットワークの整備を促進する。	2)道路・交通体系の形成方針	▶東北北海道の拠点都市として、多様な地域間交流をはかるため、高速道路等の広域交通ネットワークの整備を促進します。	
	▶都市の骨格を形成する主要幹線道路、幹線道路、市民の暮らしを支える補助幹線道路などの円滑な交通の確保や土地利用を誘導するため、高速道路から歩行者・自転車専用道路まで有機的な道路ネットワークの整備をすすめる。		▶都市の骨格を形成する主要幹線道路、幹線道路、市民の暮らしを支える補助幹線道路などの円滑な交通の確保や土地利用を誘導するため、高速道路から自転車・歩行者専用道路まで有機的な道路ネットワークの整備を進めます。	
	▶多様な市民活動を支えるため、ユニバーサルデザインによる誰もが安心して安全な人や物資の移動、道路敷地を活用した街路樹などの植栽を行い、緑のネットワーク化や快適な道路環境づくり、冬期間における雪道対策などをすすめる。		▶多様な市民活動や人や物資の移動を支えるため、ユニバーサルデザインによる誰もが安全で安心な道路環境の整備、道路敷地を活用した街路樹の植栽や維持管理などによる、緑のネットワーク化や快適な道路環境づくり、冬期間における雪道対策などを進めます。	
(1)道路環境の整備		(1)道路環境の整備		
	①広域交通ネットワークの整備促進 ▶様々な都市や地域と連携し、産業、経済、観光、文化など多様な地域間交流をはかるため、東北北海道と道央圏を結ぶ北海道横断自動車道や高規格幹線道路帯広・広尾自動車道の広域交通ネットワークの整備を促進する。		①広域交通ネットワークの整備促進 ▶様々な都市や地域と連携し、産業、経済、観光、文化など多様な地域間交流をはかるため、道東圏と道央圏を結ぶ北海道横断自動車道や高規格幹線道路帯広・広尾自動車道の広域交通ネットワークの整備を促進します。	
	②主要幹線道路の整備促進 ▶北海道横断自動車道や帯広・広尾自動車道を補完するとともに、地域生活経済圏相互を連絡する主要な道路としての役割を担っていることから、広域的な交通の円滑化をはかるため整備を促進する。 ▶特に市街地内の南北に計画されている弥生新道や大通の整備を促進し、都市内の主要な交通網の形成をはかる。		②主要幹線道路の整備促進 ▶北海道横断自動車道や帯広・広尾自動車道を補完するとともに、地域生活経済圏相互を連絡する主要な道路としての役割を担っていることから、広域的な交通の円滑化をはかるため整備を促進します。 ▶特に市街地内の南北に計画されている弥生新道や大通の整備を促進し、都市内の主要な交通網の形成を図ります。	
	③幹線道路の整備促進 ▶今後の人口減少や高齢者人口の増加に伴い、自動車交通量の減少が見込まれるが、一方で次世代モビリティの出現もあり交通環境の変化が想定されることから、社会状況の変化や将来交通量、及び現在の道路状況を踏まえ、都市計画道路の見直しについて検討を行う。 ▶都市の骨格を形成し、近隣住区（概ね小学校区）の外郭をなし、路線バスなどの公共交通機関や人々の活動を支える重要な役割を担っていることから、幹線道路等の整備を促進する。 ▶老朽化が進む橋梁や舗装等の道路インフラについて、定期的な点検や計画的な修繕を実施することにより、適切な維持を行う。		③幹線道路等の整備促進 ▶都市の骨格を形成し、近隣住区（概ね小学校区）の外郭をなし、路線バスなどの公共交通機関や人々の活動を支える重要な役割を担っていることから、幹線道路等の整備を促進します。また、老朽化が進む橋梁や舗装等の道路インフラについて、定期的な点検や計画的な修繕を実施することにより、適切な維持を行います。 ▶今後の人口減少や高齢者人口の増加に伴い、自動車交通量の減少が見込まれる一方、次世代モビリティの出現もあり交通環境の変化が想定されることから、社会状況の変化や将来交通量等を踏まえ、必要に応じて都市計画道路の見直しを検討します。	(補足説明) ・記載の順序を修正（都市計画道路の概要について触れた項目を最初にした）。 ・道路の整備と維持の項目を統合。

【骨子案】都市計画マスタープランにおける記載内容		【検討案】都市計画マスタープランにおける記載内容		補足説明等
項目	具体的な内容	項目	具体的な内容	
(1)道路環境の整備	④自転車・歩行者空間の整備 ▶環境負荷の低減や健康増進、観光振興等の観点から、自転車による交通の役割の拡大を図るため、自転車の活用を推進していく。 ▶自転車や歩行者が、それぞれ安全で快適に通行できる空間の整備を検討する。 ▶道路の段差解消等により、自転車や歩行者の安全な通行を確保する。	(1)道路環境の整備	④自転車・歩行者空間の整備 ▶環境負荷の低減や健康増進、観光振興等の観点から、自転車による交通の役割の拡大を図るため、自転車の活用を推進します。 ▶自転車と歩行者が、それぞれ安全で快適に通行できる空間の整備を検討します。 ▶道路の段差解消などにより、自転車や歩行者の安全な通行を確保します。	
	⑤中心部の快適な道路整備 ▶JR帯広駅を中心とした交通結節点と、周辺道路を結ぶ歩道部のロードヒーティングや無電柱化について、沿道商店街などと協力し可能性を検討する ▶「十勝・帯広の顔」として都心の広域的な商業・業務、情報、文化などの拠点性を高めるため、また、年々増加する外国人旅行者に対応するため、分かりやすい案内板の設置や快適な道路整備をすすめる ▶中心部の駐車場は、既存駐車場の有効利用と駐車需要の実態や将来動向に即した駐車場の適切な配置について検討する。 ▶地域や関係機関と連携し、違法駐車対策を行い、快適な都心の道路環境づくりにつとめる。 ▶道路空間を活用することで飲食・休憩ができる交流スペースを設けるなど、魅力的なストリートづくりの取り組みを促進する。		⑤中心部の快適な道路整備 ▶JR帯広駅を中心とした交通結節点と、周辺道路を結ぶ歩道部のロードヒーティングや無電柱化について、沿道商店街などと協力し可能性を検討します。 ▶「十勝・帯広の顔」として都心の広域的な商業・業務、情報、文化などの拠点性を高めるため、また、年々増加する外国人旅行者に対応するため、分かりやすい案内板の設置や快適な道路整備を進めます。 ▶中心部の駐車場は、駐車需要の実態や将来動向等を踏まえ、適切な配置を検討します。あわせて、地域や関係機関と連携し、違法駐車対策を行い、快適な都心の道路環境づくりに努めます。 ▶道路空間の活用により、魅力的なストリートづくりの取り組みを促進します。	(補足説明) ・駐車場と違法駐車対策についての項目を統合 ・道路空間の活用について、限定的に見えてしまうため表現を修正
	⑥生活道路の整備 ▶老朽化した生活道路の舗装修繕を行うなど、快適な道路環境の確保に努める。 ▶通学路については、児童の安全確保のため、早期の整備実施を検討する。		⑥生活道路の整備 ▶老朽化した生活道路の舗装修繕を行うなど、快適な道路環境の確保に努めます。また、子供や高齢者などの歩行者の安全を確保するための道路環境整備について検討します。	(補足説明) ・項目を統合
(2)公共交通(バス・鉄道)機能の充実		(2)公共交通(バス・鉄道)機能の充実		
	①持続可能なバスネットワークの形成 ▶市民の利用実態やニーズに応え、かつバス事業者の収支改善に資する利便性と効率性を十分考慮した路線やダイヤの見直しを検討する。 ▶路線バスと他の交通手段との接続性の改善等により、公共交通機関の利便性の向上を図る。 ▶インバウンド観光などに対応した案内等の多言語化や、ウェブサイトやアプリによる路線や運行情報の提供を充実させることにより、誰もが利用しやすく、かつ安心して利用できる公共交通の実現を図る。		①持続可能なバスネットワークの形成 ▶市民の利用実態やニーズに応え、かつ利便性や効率性、収益性を十分考慮した路線やダイヤの見直しを検討します。 ▶路線バスと他の交通手段との接続性の改善等により、公共交通機関の利便性の向上を図ります。 ▶インバウンド観光などに対応した案内等の多言語化や、ウェブサイトなどによる路線や運行情報の提供を充実させることにより、誰もが利用しやすく、かつ安心して利用できる公共交通の実現を図ります。	(補足説明) ・「バス事業者の収支改善に資する」を削除。 ・「ウェブサイトなど」と表現し、アプリの表現を包含。
	②鉄道、空港、港湾との連携 ▶広域的な産業経済活動や文化・交流活動などを促進するため、各施設を結ぶ広域交通ネットワークの整備を促進し、バス・鉄道・空港・港湾の相互の連携を図るなど、人・物の輸送機能の強化に努める。		②鉄道、空港、港湾との連携 ▶広域的な産業経済活動や文化・交流活動などを促進するため、各施設を結ぶ広域交通ネットワークの整備を促進し、バス・鉄道・空港・港湾の相互の連携を図るなど、人・物の輸送機能の強化に努めます。	

【骨子案】都市計画マスタープランにおける記載内容		【検討案】都市計画マスタープランにおける記載内容		補足説明等
項目	具体的な内容	項目	具体的な内容	
都市施設等の方針	▶下水道・河川や廃棄物処理場等その他の都市施設について、適切な管理・整備を行い、都市の健全な発展と秩序ある整備を図る。	都市施設等の方針	▶下水道・河川や廃棄物処理場等その他の都市施設について、適切な管理・整備を行い、都市の健全な発展と秩序ある整備を図ります。	
(3) 下水道及び河川		(3) 下水道及び河川		
① 下水道	▶近年の豪雨による浸水被害を防ぐために、未整備地区の優先順位等を見極めながら、効果的な雨水管の整備を進める。また、老朽化した下水道施設については、長寿命化計画等を踏まえた、施設の更新や老朽化対策を進める。	① 下水道	▶近年の豪雨による浸水被害を防ぐために、雨水管未整備地区の優先順位等を見極めながら、効果的な整備を進めます。また、老朽化した下水道施設については、長寿命化計画等を踏まえた、施設の更新や老朽化対策を進めます。	
② 河川	▶都市化の進展や近年の豪雨に伴う雨水流出増に対応して、関係機関と連携し総合的な治水対策を図る。また、都市住民の潤いと安らぎをもたらす空間の創出に努める。	② 河川	▶市街地における舗装面積の増加や近年の豪雨に伴う雨水流出量の増加に対応するために、関係機関と連携し施設整備や市民周知など、総合的な治水対策を図ります。また、都市住民の潤いと安らぎをもたらす空間の創出に努めます。	
(4) その他の都市施設		(4) その他の都市施設		
① 廃棄物処理施設	▶廃棄物の処理については、住民、事業者、行政の役割分担と連携により廃棄物の減量化・資源化をすすめ、適切な処理を行い、資源循環型の地域社会づくりを促進する。 ▶「帯広市環境モデル都市行動計画」や「中島地区エコタウン構想」に基づき、廃棄物処理施設や環境リサイクル系施設を集約することにより、都市基盤整備などのイニシャルコストの低減化や廃棄物の地域内処理体制の構築などを進める。 ▶一般廃棄物処理施設は、北海道が定める「北海道循環型社会形成推進基本計画」、「北海道廃棄物処理計画」、「ごみ処理の広域化計画」及び「帯広市一般廃棄物処理基本計画」等に基づき、適切な立地及び施設整備となるよう誘導を図る。 ▶産業廃棄物処理施設は、「北海道循環型社会形成推進基本計画」及び「北海道廃棄物処理計画」に基づき、計画的な施設の整備及び維持管理を図る。 ▶新たな施設の立地については、周辺の自然環境等との調和や立地特性を十分に踏まえ配置する。	① 廃棄物処理施設	▶廃棄物の処理については、住民、事業者、行政の役割分担と連携により廃棄物の減量化・資源化をすすめ、適切な処理を行い、資源循環型の地域社会づくりを促進します。 ▶廃棄物処理施設や環境リサイクル系施設を集約することにより、都市基盤整備などのイニシャルコストの低減化や廃棄物の地域内処理体制の構築などを進めます。 ▶一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設については、北海道や帯広市が定める各種計画に基づき、適切な立地、施設整備及び維持管理を図ります。 ▶新たな施設の立地については、周辺の自然環境等との調和や立地特性を十分に踏まえ配置を検討します。	(補足説明) ・具体的な計画名を省略
② 火葬場	▶計画的な維持管理を行うことにより、長寿命化を図る。	② 火葬場	▶火葬場は、川西地区に配置し、計画的な維持管理を行うことにより長寿命化をはかり、今後ともその機能を維持します。	(補足説明) ・他項目と表現方法をあわせ修正
③ 市場	▶帯広地方卸売市場は、帯広工業団地に配置し、今後ともその機能を維持する。	③ 市場	▶帯広地方卸売市場は、帯広工業団地に配置し、今後ともその機能を維持します。	
④ と畜場	▶十勝総合食肉流通施設は、新帯広工業団地の隣接地に配置し、今後ともその機能を維持する。	④ と畜場	▶十勝総合食肉流通施設は、新帯広工業団地の隣接地に配置し、今後ともその機能を維持します。	
⑤ その他	▶その他、都市の活動・環境維持において必要と認められる施設については、必要に応じて都市計画決定をする。	⑤ その他	▶その他、都市の活動・環境維持において必要と認められる施設については、必要に応じて都市計画決定を行います。	

【骨子案】都市計画マスタープランにおける記載内容			【検討案】都市計画マスタープランにおける記載内容			補足説明等
項目		具体的な内容	項目		具体的な内容	
	②防災体制の充実	①避難所 ▶災害の発生時に安全に避難できる市街地を形成するため、浸水想定区域等に配慮しながら避難所を適切に指定する。		②防災体制の充実	①避難所 ▶災害の発生時に安全に避難できる市街地を形成するため、浸水想定区域等に配慮しながら避難所を適切に指定します。	
		②情報伝達の体制整備 ▶災害発生時に効率的な避難誘導、応急対策を進めるため、多様な情報伝達の体制整備を進める。			②情報伝達の体制整備 ▶災害発生時に効率的な避難誘導、応急対策を進めるため、多様な情報伝達の体制整備を進めます。	
		③地域コミュニティ ▶災害発生時における迅速な災害対応、避難誘導などを可能にするため、市民による自主防災組織づくり、防災訓練などの活動を支援し、防災に関する地域コミュニティの強化を推進する。			③地域コミュニティ ▶災害発生時における迅速な災害対応、避難誘導などを可能にするため、市民による自主防災組織づくり、防災訓練などの活動を支援し、防災に関する地域コミュニティの強化を推進します。	
2)都市景観		▶帯広の個性を大切にし、市民との協調を基本としながら景観づくりをすすめる。	2)都市景観		▶帯広の個性を大切にし、市民との協調を基本としながら景観づくりを進めます。	
	①風土を活かした個性ある景観形成 ▶都市と農村を結ぶ水・緑に象徴される自然環境を活かし、個性ある景観をつくる。 ▶帯広の都市形態上の特徴であるグリッドパターンを際立たせ、個性的な景観づくりをすすめる。 ▶主要な道路については歩車道を分離して沿道の緑化をはかる。 ▶道路の付属物や構造物の修景をはかる。	①風土を活かした個性ある景観形成 ▶都市と農村を結ぶ水・緑に象徴される自然環境を活かし、個性ある景観づくりを図ります。 ▶帯広の都市形態上の特徴であるグリッドパターンを際立たせ、個性的な景観づくりを進めます。 ▶主要な道路については歩車道を分離し、沿道の緑化を図ります。また、道路の付属物や構造物の修景を図ります。		(補足説明) ・道路に関する項目を統合		
	②市民参加の景観づくり ▶景観づくりへの市民参加により、親しみやすく良好な景観の保全・創出に繋げる。	②市民参加の景観づくり ▶景観づくりへの市民参加により、親しみやすく良好な景観の保全・創出を進めます。				